

学校防犯体制 の整備

健康教育課

大阪教育大学附属池田小学校の痛ましい事件を始め、広島、栃木、秋田等の事件が相次ぎ、今日、不審者による児童生徒への犯罪被害防止対策が求められている。

さいたま市教育委員会としては、①安全教育の充実、②施設・設備の安全管理、③地域・関係団体との連携、協力の3点を軸に児童生徒を不審者から守る方策を進めている。

平成15年度から、①安全教育の充実として、警察官等を講師に招いて犯罪被害防止策を教える授業や防犯避難訓練、教職員対象の防犯研修、危機管理マニュアルの作成などをしてきた。また、「地域安全マップ」を児童生徒と一緒に作成して、安全に対する意識の高揚を図っている。さらに、市立小学校児童全員に「防犯ホイッスル」を配付し、いざというときには、ホイッスルを吹いて周りに異常を知らせるよう継続して指導している。

②施設・設備の安全管理については、教職員によって校内や通学路の安全点検を実施するとともに、来訪者の通路を一定にするなど、学校の安全確保を絶えず図っている。

また、③地域・関係諸団体に協力を依頼し「子ども避難所110番の家」や買物や散歩のついでに登下校の様子を見守るなど、それぞれが実施可能なボランティア活動をお願いし

ている。

平成16年度からは、県警からの情報を教育委員会が受け「防犯速報」として、①電話による緊急連絡、②ファックスでの一斉送信、③イントラネットでのメール配信や掲示板利用などの手段を情報の内容によって選択し、学校へ連絡している。

平成17年度からは、各小学校でPTAや地域の方々の協力を得て「防犯ボランティア」を配置し、登校時及び低学年下校時に校門周辺で不審者の侵入を防ぐとともに児童の安全を図っている。防犯ボランティアの活動を支援するために、防犯ボランティア推進費として各学校に予算を配当したり、啓発用品を配布したりしている。

さらに、指導2課から「犯罪からの回避マニュアル」を全児童生徒に配付し、自分の身は自分で守る対策について事例を通して学習を進めている。

平成18年1月からは、防犯体制をさらに強化するため、市内小学校及び養護学校101校に、各校1名ずつ警備員を配置し、地域の防犯ボランティアと連携を図りながら、学校周辺において児童の登下校を見守るほか、学校敷地内や通学路の点検などを実施している。その結果、不審者情報は大幅に減少するという成果があがっている。

このように、さいたま市としては、児童生徒を不審者による犯罪被害から守る様々な対策を実施してきた。

今後も引き続き、学校と警察や自治会等関係諸団体と連携を図りながら、地域の実情に応じた防犯施策を実施し、児童生徒の犯罪被害防止と安全確保に取り組んでいく。